

シルバー人材センター等からの役務の提供業務について

地方独立行政法人大阪産業技術研究所契約事務取扱規程（平成 29 年規程第 48 号）第 24 条第 1 項第 2 号の規定により、役務の提供を受ける業務内容等について次のとおり公表します。

契約名	履行場所	業務の内容	契約期間	契約の相手方の決定方法及び基準
敷地内除草作業等業務委託契約	和泉市あゆみ野 二丁目 7 番 1 号	敷地内除草作業 等業務 一式	令和 6 年 4 月 1 日か ら令和 7 年 3 月 31 日	1. 高齢者の安定した雇用の促進、高齢者の再就職の促進及び高齢退職者に対する就業の機会の確保ができる者 2. 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 37 条第 1 項の法人であり、かつ履行場所所在地市の法人